

# 漁業権に関する相談窓口寄せられた相談事案及び回答

令和7年1月現在

区分	番号	相談事案	回答
新規免許	1	漁業権は個人で取得できるものなのか。	養殖を営む区画漁業権、定置漁業を営む定置漁業権は、個人で免許を受けることが可能です。 なお、一定の水面を共同で利用して営む共同漁業権は、漁業協同組合（漁協）又は漁業協同組合連合会（漁連）にのみ免許されるものです。
	2	漁業権はどこに設定されているか。	漁業権が免許されている場所については、海しる（ <a href="https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html">https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html</a> ）で確認することができます。※海しる更新のタイミングにより最新の情報ではない可能性もあります。 漁業権は、各都道府県知事が免許していますので、詳細は関係都道府県にお問合せください。
	3	漁業権の切替え時期でないと、新たな漁業権の免許は受けられないのか。	5年ごとの海区漁場計画作成（漁業権の一斉切替え）の時期によらずとも、関係者や関係機関との調整を図った上で、都道府県知事が海区漁場計画を変更することにより、新たな漁業権の免許を受けることが可能となります。

新規免許（つづき）	4	新規で免許を受けたいが、どのような手続きでどれくらいかかるのか。	<p>希望者からの相談を受けた都道府県が、利害関係人との意見聴取等関係者・関係機関との調整を図った上で漁業調整上等の支障がなければ海区漁場計画を変更した上で免許することとなります。</p> <p>こうした情報を解説した「新たな漁業権を免許する際の手順・スケジュール」を水産庁のHPで公表  <a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/attach/pdf/gyogyouken_jouhou3-205.pdf">（https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/attach/pdf/gyogyouken_jouhou3-205.pdf）</a> しておりますので、ご参照ください。</p> <p>なお、手続きには通常8～11か月程度が見込まれます。</p>
	5	共同漁業権が免許されていない海域において区画漁業権が免許されている事例はあるか。また、新規の区画漁業権の取得について、共同漁業権区域外であれば地元漁業者との調整なく免許を受けられるのか。	<p>区画漁業権は、共同漁業権区域の有無にかかわらず免許することが可能であり、実際に共同漁業権の外の海域で免許されている事例があります。</p> <p>ただし、漁業権が免許されていない海域においても、知事許可漁業等の様々な漁業が行われている実態があること、養殖業は海面を占有しないと成り立たない漁業形態であること、から紛争を防止する観点で事前の漁場利用調整は必要となります。</p> <p>なお、漁業権が免許されている場所については、海しる  <a href="https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html">（https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html）</a> で確認することができます。</p>
	6	ナマコ漁業を営みたいがどうすればいいのか。	<p>ナマコは特定水産動植物に指定されており、漁業の許可及び漁業権に基づかない採捕はできません（漁業法第132条、漁業法施行規則第41条）。具体的には、共同漁業権の範囲内で漁業を営む権利（組合員行使権）に基づく場合、または、都道府県知事から許可を受けた場合に採捕することができます。各地域で規制の内容が異なりますので詳細は、関係都道府県にお問合せください。</p>

7	港湾区域内において、占有許可を得ていたとしても、養殖を営むためには漁業権が必要か。また、港湾区域内で養殖を営むことについて、港湾利用の観点から問題があるか。	占有許可の有無にかかわらず、公共の用に供する水面で、養殖を営むためには、漁業権が必要です（漁業法第68条）。また、都道府県知事は、漁場の区域の全部又は一部が、港湾区域（港湾法第2条第3項）内にある場合には当該区域を管理する港湾管理者の長に、港の区域内その他船舶交通のふくそうする水域内（港則法）にある場合には当該区域を管轄する海上保安監部長又は海上保安部長（特定港にあっては港長）に、海区漁場計画に漁業権を設定する前にあらかじめ協議して調整を図る必要があります。
8	養殖を営む場合は漁業権が必要か。	公共の用に供する水面で、養殖を営むためには、漁業権が必要です（漁業法第68条）。 漁業権の免許手続については番号4の回答をご参照ください。
9	定置網を営む場合は漁業権が必要か。	一部の例外（瀬戸内海におけるます網漁業、陸奥湾における落とし網漁業及びます網漁業）を除き、身網の設置される最深部が最大高潮時において水深27メートル（沖縄県にあっては15メートル）以上のものや、北海道でさけを主たる漁獲物とする定置網（漁業法第60条第3項）を営む場合は、定置漁業権が必要です（漁業法第68条）。 また、定置漁業権の免許が必要でない定置網（いわゆる小型定置網漁業など）については、第二種共同漁業権に基づく場合と都道府県知事の許可に基づき操業する場合がありますので、関係都道府県にお問合せください。
10	刺し網漁業を行いたいがどうすればよいか。	刺し網漁業は、第二種共同漁業権に基づく場合と都道府県知事の許可に基づき操業する場合がありますので、関係都道府県にお問合せください。

漁業権一般	11	沖合に漁業権は存在するのか。	<p>比較的沖合と考えられる水域であっても、漁業権の設定は制度上可能です。</p> <p>漁業権の設定状況については、海しる (<a href="https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html">https://www.msil.go.jp/msil/htm/topwindow.html</a>) で確認することができます。</p>
	12	漁業権の免許切替え時期を教えてください。	<p>漁業権の免許期間は、共同漁業権は10年、区画漁業権は5年又は10年及び定置漁業権は5年です。切替え時期は都道府県や海域などにより異なりますが、直近では令和5年9月～令和6年4月に行われています。各都道府県の漁業権情報は、水産庁HP「漁業権について」 (<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou3.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/gyogyouken_jouhou3.html</a>) にも掲載しております。詳細は関係都道府県にお問合せください。</p> <p>なお、漁業権の免許切替えの時期によらずとも、新たな漁業権の免許を受けることは可能ですので、詳細は番号3の回答をご確認ください。</p>

漁業権 一般 (つづき)	13	<p>切替え前の漁業権に基づく漁獲実績がない場合であっても、漁業権の切替えに際し策定される海区漁場計画において同じ場所に再度漁業権が設定されることはあり得るのか。</p>	<p>漁業権の免許を受けた者は、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するように努めることとされております（漁業法第74条）。漁業権の免許を受けた者が漁場を適切かつ有効に活用していない場合には、都道府県知事が指導することになります（漁業法第91条）。</p> <p>また、海区漁場計画の作成時において、適切かつ有効に活用されている漁業権については、引き続き類似漁業権として設定されます（漁業法第63条）が、適切かつ有効に活用されていない漁業権につきましては、水面の総合的な利用の観点から必要に応じ漁業権の内容の見直しを行った上で、新規の漁業権として設定されることとなります。</p>
	14	<p>漁業権がないと海藻を採ってはいけないと言われた。漁業権を得るには漁協に入らないといけないのか。</p>	<p>藻類を目的とする漁業は共同漁業権の対象となります。共同漁業権は漁協又は漁連にのみ免許されるものであり、組合員のうち漁業権行使規則の資格に該当する者以外が、漁業権の区域で、漁業権の対象魚種を採捕した場合には、漁業権侵害となる可能性があります。加入については、当該漁協にご相談ください。</p>
	15	<p>漁業権の免許を受けてコンブ養殖を行っているが、漁業権の区域内であればコンブ以外の養殖を行っても良いのか。</p>	<p>養殖は区画漁業権に基づき行う必要がありますので、区画漁業権の免許の内容が「コンブ養殖」である場合には、コンブ以外の養殖を行うことはできません。この場合、コンブ以外の養殖対象種を増やす場合は海区漁場計画の変更が必要となります。漁業権の存続期間中であっても、関係者や関係機関との調整を図った上で、都道府県知事が海区漁場計画を変更することは可能ですので、養殖対象種を増やしたい場合、関係都道府県にご相談ください。</p>

漁業権侵害	16	共同漁業権区域内に区画漁業権が免許されている場合、当該区画漁業権の区域の中で当該共同漁業権の内容の漁業はできるのか。	区画漁業権の区域の中であっても区画漁業権に基づく養殖が行われていない時期や生け簀の横などで操業することは可能ですが、養殖施設を毀損したり、養殖行為の妨害に当たる場合は、器物損壊罪に問われたり漁業権侵害となる可能性があります。限られた水域を有効に利用できるよう当事者間での話し合いなどにより、必要な調整を図っていただくことが適切です。
	17	組合員行使権に基づいて素潜り漁を行う際に、当該組合員行使権を有する者の家族が素潜り漁に従事することは可能か。	組合員行使権を有する組合員が営む場合には、当該漁業に係る漁業従事者として組合員行使権の範囲内で採捕に従事することは可能です。
漁業権行使規則	18	正組合員であるにもかかわらず、アワビ稚貝を放流した漁場（魚礁）において、アワビを採捕させてもらえない。	漁業権の免許を受けている漁協及び漁連は、都道府県知事の認可を受けて制定する漁業権行使規則により、組合員行使権を有する者の資格や採捕の方法といった漁業の方法等を制限しています（漁業法第106条第3項）。 内容について疑義等がある場合は、当該漁協及び漁連にご相談ください。

遊 漁	19	漁業権区域でイセエビを獲ると罪になるか。あるいは、漁業権がない海域であれば、イセエビを獲るのは問題ないか。	漁業権区域において、イセエビが漁業権の対象魚種となっている場合には、漁業権侵害となる可能性があります。その他、各都道府県の漁業調整規則により、禁止期間や全長制限等の規制があります。各地域で制限の内容が異なりますので、関係都道府県にお問合せください。
	20	漁業権の区域内であっても、漁業権の対象になっていない水産物は採捕しても問題ないか。	各都道府県は漁業調整規則を定めており、漁業権の対象となっていなくても、採捕の禁止期間や大きさの制限、使用できる道具が制限されていることがあります。各地域で制限の内容が異なりますので、関係する都道府県にお問い合わせください。
	21	漁業権が免許されており、遊漁を行う場合は遊漁券の購入が必要である河川において、キャッチアンドリリースをする場合は遊漁券の購入は不要か。	内水面における第五種共同漁業権の免許を受けた漁連・漁協が、遊漁（組合員以外の者の採捕）について制限をしようとするときは、遊漁の制限範囲や遊漁料の額等を内容とする遊漁規則を定めることになっております。 採捕とは、自然に育成する状態にある水産動植物を人の所持その他事実上の支配下に移す行為であり、その結果として漁獲物の有無を問いませんので、キャッチアンドリリースも採捕行為に含まれます。従って、キャッチアンドリリースをする場合も遊漁規則に基づいて遊漁料を支払っていただく必要があります。
	22	漁業権が免許されていない河川で遊漁を行う場合に制限はあるか。	漁業権が免許されていない河川で遊漁を行う場合、都道府県が定める漁業調整規則を遵守の上、採捕をすることが可能です。その河川に漁業権が免許されているか、漁業調整規則の内容がどのようなものかについては、関係都道府県にお問い合わせください。

漁業権の相続	23	父親から相続した漁業権を他者に譲渡できるか。	漁業権は原則譲渡することはできません（漁業法第79条）。相続した漁業権が不要であれば、漁業権を放棄することがあります。詳しくは、関係都道府県にご相談ください。
	24	漁業権者が死亡し、相続した子供が漁業を営むつもりは無く当該漁業権を放棄したい場合どうすればよいか。	相続放棄をしていなければ、漁業権自体は相続されますので、相続した旨を関係都道府県知事に届け出ていただくこととなります（漁業法第80条）。その上で、相続者が漁業権を放棄することができます。詳しくは、関係都道府県にご相談ください。
	25	亡くなった父親から漁業権を相続したが、操業していない。この場合は、放棄した方がよいか。	漁業権の免許を受けた者は、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するように努めることとされております（漁業法第74条第1項）。また、漁場を適切かつ有効に活用していない場合は、関係都道府県知事から漁場を適切かつ有効に活用するように指導、勧告を受ける場合があります（漁業法第91条）、その勧告に従わなかった場合は、漁業権を取り消される場合があります（漁業法第92条第2項）。加えて、漁業権の免許を受けた者が当該漁業権の内容である漁業を一漁業時期以上にわたり休業しようとする場合は、休業期間を定め、あらかじめ関係都道府県知事に届け出なければなりません（漁業法第87条）。今後、相続者が漁業を営むか否かにより手続きが異なりますので、関係都道府県にご相談ください。

陸上養殖	26	陸上養殖に区画漁業権は必要か。	<p>陸上養殖については、公共の用に供する水面で営まれるものではないことから、漁業法の対象外であり、漁業権は不要です。</p> <p>一方で、陸上養殖のうち、塩水を使用するものや閉鎖循環式で養殖をするもの等については届出（内水面漁業の振興に関する法律第28条）をする必要があります</p> <p>（<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/taishitsukyoka.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/taishitsukyoka.html</a>）。</p> <p>また、ウナギ養殖業を営む場合には、農林水産大臣の許可（内水面漁業の振興に関する法律第26条）が必要です</p> <p>（<a href="https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/unagi/151030.html">https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/unagi/151030.html</a>）。</p>
------	----	-----------------	---